

昭和56年5月31日以前の建物が対象

地上2階建て以下の専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホームなど

事業者との契約前に目黒区へ 申請が必要です！



書類等のやり取りは、メールや郵送でも可能です

まずは仮受付をお願いします。
除却工事をご希望の方は、QRコードから
耐震シェルターをご希望の方は、直接お問い合わせください。



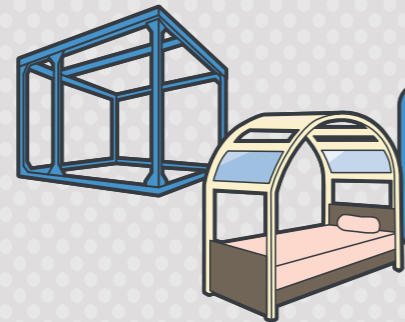
建替えを前提とする 除却工事助成



除却費用
50%
上限50万円

- 要件
- ① 現在所有者が居住し、建替え後も住み続けること
※相続人が申請者の場合
申請建物に被相続人(前所有者)が居住していた場合は、
相続人が現在居住してなくても対象となります。
 - ② 住民税・固定資産税を滞納していないこと
 - ③ 解体工事の契約・支払いは申請者がすること

耐震シェルター助成



設置費用
全額
上限30万円

- 要件
- ① 住宅の1階部分にシェルターを設置すること
 - ② 65歳未満の者がいない世帯
(身体上の障害の程度が1・2級の者を除く)
 - ③ 年間所得が200万円以下の世帯

手続きの流れ



目黒区

耐震化助成制度の ご案内





木造住宅

平成12年5月31日以前の建物が対象

地上2階建て以下の専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホームなど

事業者との契約前に目黒区へ申請が必要です!



まずは仮受付をお願いします。
アドバイザー派遣、耐震診断をご検討の方は、二次元コードから耐震設計、耐震改修工事をご検討の方は、直接お問い合わせください。



書類等のやり取りは、メールや郵送でも可能です

アドバイザー派遣

無料

現地に診断士が訪問し、耐震診断の説明と診断費用の見積もりを伝える。

要件 ①建築基準法に適合していること



耐震診断助成

診断費用 60% (設計案含む)

目黒区に登録している診断士による診断を行う。

要件 ①建築基準法に適合していること
②住民税・固定資産税を滞納していないこと



耐震設計助成

耐震設計費用 50% 上限20万円

診断時に改修設計案を依頼した方は、そのまま改修工事に進むことができる。

要件 ①耐震性を有していない建物
②建物全体が必要な耐震基準値を満たす(Iw値1.0以上)設計



耐震改修工事助成

耐震改修費用 80% 上限150万円 非課税世帯 180万円

リフォームとの併用の場合でも申請可能。
(助成額の対象となるのは耐震工事に
関する部分のみ)

要件 ①耐震性を有していない建物
②建物全体が必要な耐震基準値を満たす(Iw値1.0以上)改修工事
③区に登録した施工業者が工事を行うこと



とりえず専門家の意見を聞いてみるだけでもOKです! 必ず改修工事まで行わないといけないというわけではありません。



耐震診断

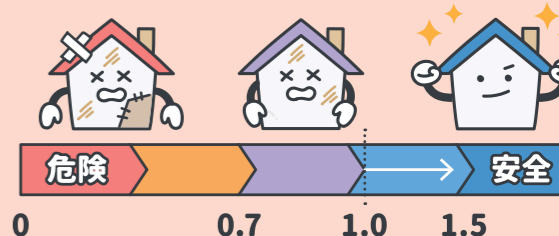
東京都に登録している診断事務所※による診断(助成なし)を行った場合、設計及び改修工事の助成を受けることができる。

※東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づき登録された耐震診断事務所



耐震基準値(Iw値)とは?

震度6強程度の大地震で建物が倒壊する可能性を判定した指標で、数値が大きいほど安全です。
Iw 1.0以上で倒壊する危険性が低いとされています。



手続きの流れ

仮受付

2~3週間程度

区の職員が現地を確認後連絡

アドバイザー派遣(耐震診断助成のみ)

申請

1週間程度

「助成決定通知」が届く

契約

診断
設計

工事
※中間検査あり

事業者へ支払い

「完了届」を区へ提出

1週間程度

「交付額決定通知」「交付金請求書」が届く

口座番号を記入し区へ提出

1ヶ月程度

助成金交付